

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月20日
【事業年度】	第11期（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 春山 佳亮
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 春山 佳亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月
売上高 (千円)	981,778	1,660,175	1,891,075	1,498,840	1,526,930
経常利益又は経常損失 (千円)	170,236	125,697	618,262	579,480	782,535
当期純利益又は当期純損失 (千円)	97,522	90,925	363,054	790,541	821,011
持分法を適用した場合の投資利益又は損失 (千円)	-	-	-	29,772	19,874
資本金 (千円)	265,000	492,500	2,044,250	2,044,250	2,056,750
発行済株式総数 (株)	4,200	29,680	552,200	552,200	556,200
純資産額 (千円)	589,499	1,065,425	5,350,893	4,560,351	3,764,377
総資産額 (千円)	1,070,675	1,757,640	5,818,608	4,922,587	4,237,448
1株当たり純資産額 (円)	140,357.13	35,897.08	9,690.14	8,258.51	6,768.03
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	24,650.80	4,093.66	774.87	1,431.62	1,479.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.1	60.6	92.0	92.6	88.8
自己資本利益率 (%)	28.6	11.0	11.3	16.0	19.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	306,557	373,422	659,907	450,683	641,463
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	321,102	469,545	693,153	156,190	752,692
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	331,496	349,531	4,628,322	20,000	5,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	496,255	749,663	4,024,924	3,710,431	2,321,275
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	48 (1)	95 (5)	140 (6)	131 (8)	130 (8)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期から第8期までは関連会社が存在しないため、第9期は関連会社は存在しますが重要性が乏しいため記載しておりません。
  4. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権は存在しますが、当社株式は非上場で、かつ店頭登録もしていないので、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第9期から第11期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  5. 第7期及び第8期の株価収益率は、当社株式は非上場で、かつ店頭登録もしていないため、記載しておりません。
  6. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。
  7. 平成13年12月31日付で1株につき2株の割合をもって、また、平成15年5月2日付で1株につき4株の割合をもって、さらに平成16年1月20日付で1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。
  8. 第8期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
  9. 第11期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成7年10月	予防医学に基づく新たな医療サービスの提供を目的として、東京都港区西新橋に株式会社メディネット（資本金1,000万円）を設立
平成11年4月	東京都世田谷区瀬田に分子免疫学研究所を開設、瀬田クリニック向けに細胞加工施設（瀬田CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成12年12月	東京都港区新橋に本社を移転
平成13年8月	厚生労働省による新事業創出促進法に基づく「新事業分野開拓の実施に関する計画」の認定
10月	神奈川県横浜市港北区に本社を移転、新横浜メディカルクリニック向けに細胞加工施設（新横浜CPC1）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成14年4月	神奈川県横浜市港北区に先端医学研究所を開設
7月	新横浜メディカルクリニック向けに細胞加工施設（新横浜CPC2）を増設
平成15年5月	東京都世田谷区玉川台に研究開発センターを新設、分子免疫学研究所と先端医学研究所を同センター内に移転すると共に、先端医学研究所を「分子遺伝学研究所」に改称
6月	大阪府吹田市江坂に大阪事業所を開設、かとう緑地公園クリニック向けに細胞加工施設（大阪CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
10月	福岡県福岡市博多区に福岡事業所を開設、福岡メディカルクリニック向けに細胞加工施設（福岡CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
11月	東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場（平成15年10月8日付） 韓国イノメディス社との技術援助契約に基づき、CD3-LAKによる免疫細胞療法総合支援サービスのライセンスを供与
平成16年3月	細胞医療支援事業においてISO9001の認証を取得
5月	「分子免疫学研究所」と「分子遺伝学研究所」を統合し、研究開発センターの名称を「先端医学研究所」に改称
8月	日本初の治療用がん組織保管サービスである「自己がん細胞バンク」サービスを開始

（注）CPCは、Cell Processing Centerの略で、細胞加工施設を指します。

### 3【事業の内容】

当社は、常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造するという経営理念の下、次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供することにより、人々の健康と“Quality of Life（生活の質）”の向上に資することを使命として、免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業を展開しております。

#### 免疫細胞療法総合支援サービス

当社は、免疫細胞療法を安全かつ効率的に実施可能とする技術・ノウハウ、施設、資材、専門技術者、システム等を医療機関に対して包括的に提供する免疫細胞療法総合支援サービスを事業の中核としております。

#### その他

当社は、バイオテクノロジーに係る研究開発受託等を行っております。

当社が提供する具体的なサービスの内容等は、以下の通りであります。

#### 免疫細胞療法総合支援サービスについて

##### 細胞加工施設の企画設計、設置、運用、保守管理等

細胞の加工を行なうためには、無菌医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞加工施設（CPC; Cell Processing Center）が必要となります。また、施設の運用にあたっては技術者や資材の動線を適切に整える必要があり、当社はCPCの設計および運用において独自のノウハウを医療機関に提供しております。

##### CPCの使用許諾

当社が設置したCPCの独占的使用許諾権を医療機関に付与しております。

##### 生産技術および品質管理技術、ノウハウの供与等

CPCにおいて、大量の細胞加工を行なうには、細胞加工工程や品質検査工程全体を適正に標準化し、手順書に従った作業、記録の保存等を行なう必要があります。当社は、これら全てに係る独自の技術・ノウハウを標準化、システム化し、医療機関に提供しております。特に、当社は、患者自身のごく少量の血漿で細胞の培養を可能とする独自の技術を提供することにより、他人の血漿を使うことによる感染症（ウイルス性肝炎、エイズ等）が発生する可能性を排除しております。

##### 細胞輸送に係る技術・ノウハウ等の供与等

リンパ球をはじめとする細胞は、一般的に温度に対する感受性が高いため、その輸送に際しては、適切な温度で輸送するための技術・ノウハウが必要となります。当社は、特殊な専用容器を開発し、多くのフィールド・テストを含めた綿密な試験を実施して、独自の技術を医療機関に提供しております。

##### 専門の知識と技術を有する技術者の出向

当社において、専門知識、技術等に係る適切な教育訓練を施した技術者が、医師の指揮監督下で医療機関が行なう細胞加工および品質検査業務を支援しております。

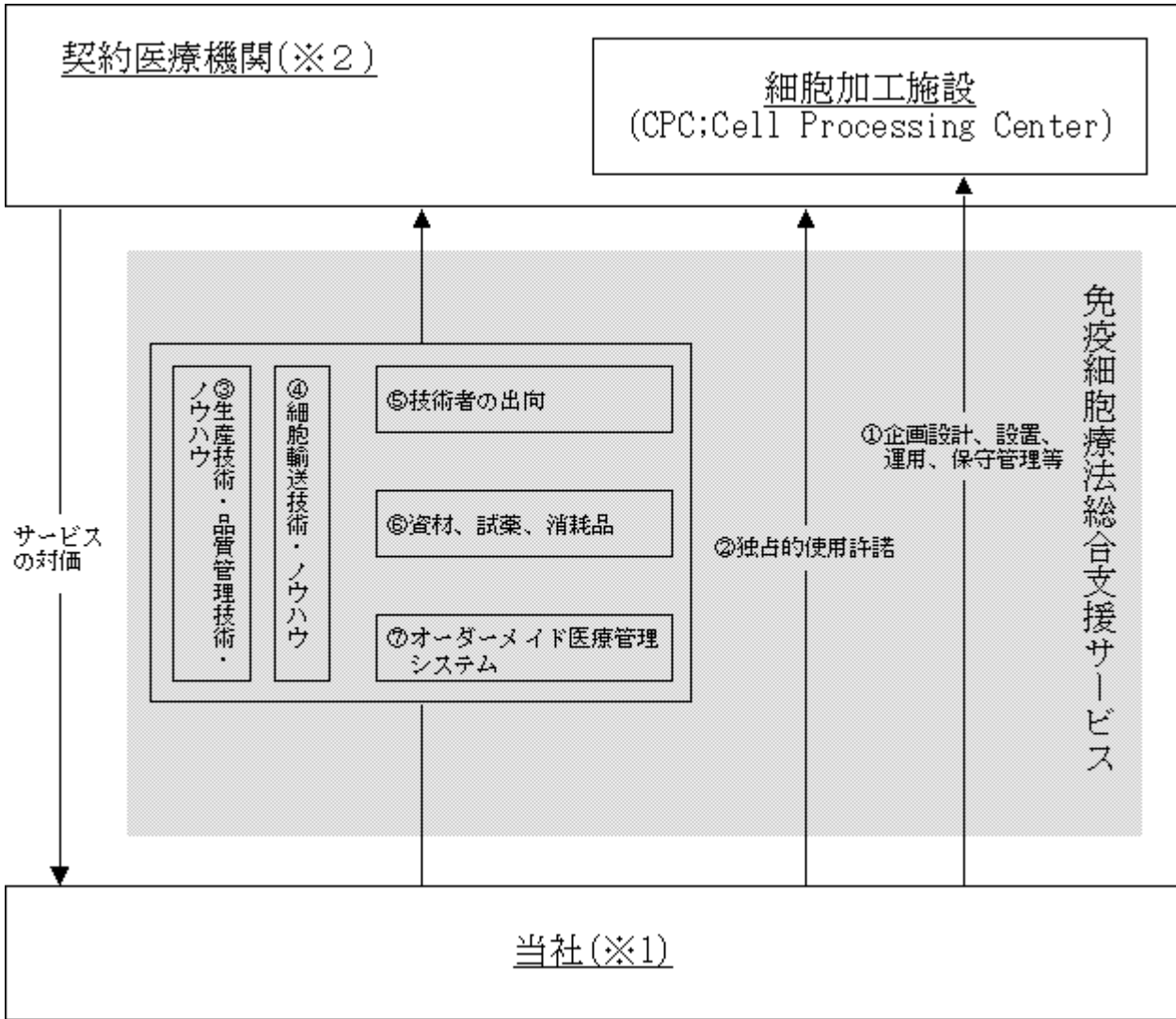
##### 材料および資材、試薬、消耗品等の供給等

細胞加工の安全性を維持するためには、技術やノウハウだけでなく、培養に必要な資材、試薬などの品質管理が必要となります。また、大量の細胞加工を行なうためには、資材の安定的な供給を実現させる必要があります。当社では、常に安全な資材を提供するために、細胞加工および品質検査に用いられる培地（細胞培養液）や試薬について、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入管理、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図り、材料および資材を医療機関に提供しております。

##### 「オーダーメイド医療管理システム」の供与、および運用保守等

免疫細胞療法はオーダーメイド医療であり、加工される細胞や治療計画は患者ごとに全て異なります。また、診療室とCPCにおける情報は密接に関連していることから、オーダーメイド医療を行なう上では複雑な情報を一元的に管理するシステムが必要不可欠となります。当社は、このような情報の一元管理を適切に実現する「オーダーメイド医療管理システム」（出願特許「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法およびプログラム（特開2003 108660）」）を医療機関に提供しております。

免疫細胞療法総合支援サービスのビジネスモデルを図示すると、以下の通りであります。

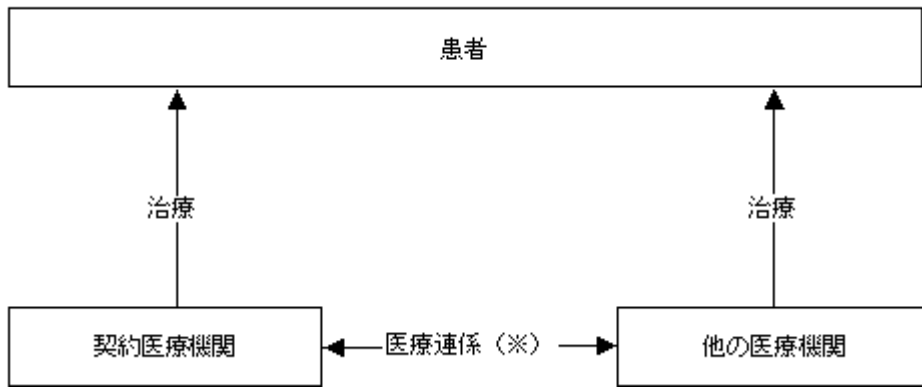


- 1 当社は、免疫細胞療法総合支援サービス契約に基づいて、契約医療機関における免疫細胞療法の安全かつ効率的な実施を支援しております。
- 2 契約医療機関は、当社の提供するサービスを利用して免疫細胞療法を実施しております。また、契約医療機関は、他の医療機関においても免疫細胞療法が実施可能となるよう、当該他の医療機関の患者に対し、共同して治療にあたっております。

(参考) 平成18年9月30日現在の当社契約医療機関

名称	住所
瀬田クリニック	東京都世田谷区瀬田4-20-18
新横浜メディカルクリニック	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-14臼井ビル3 F
かとう緑地公園クリニック	大阪府吹田市江坂町5-14-13
福岡メディカルクリニック	福岡県福岡市博多区店屋町6-18ランダムスクウェア 5 F

(参考) 医療協力体制



免疫細胞療法を希望する患者の多くは、既に他の医療機関で一般的な治療を受けており、契約医療機関を受診する際には、これまでの病歴等、診療上十分な医療情報を共有することが必要となることから、医療機関同士が連携して医療が行われております。また、免疫細胞療法を希望する患者のうち、医療上の理由等で、契約医療機関を受診できない患者については、患者の要請に基づき、他の医療機関で治療を実施される場合があります。この場合、他の医療機関と契約医療機関では、医療関係として十分な医療情報の交換がなされ、患者の細胞加工は契約医療機関が分担しています。

当社は、このようなサービスを医療機関に提供することにより、高度先進医療である免疫細胞療法を安全で、希望すれば誰もが受けられる医療として健全な普及発展を促すとともに、契約医療機関と協力して医療チャネルの拡大を図っております。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
イノメディシス インク	大韓民国ソウル市	千韓国ウォン 2,137,778	免疫細胞療法総合支援サービス	23	当社のCD3-LAKによる免疫細胞療法総合支援サービスのライセンスを供与

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の部門の名称を記載しております。  
2. 上記以外に関連会社が2社あり、関連会社の数は合計3社となります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
130(8)	34.8	2.1	5,422,101

- (注) 1. 従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者53名及び執行役員1名(取締役兼務を除く)が含まれております。臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における当社事業を取り巻く環境は、第5次医療法改正による、いわゆる「混合診療」に係る規制緩和をはじめ、制度面での大きなプラスの変化が予想されましたが、制度運用上の詳細についてはまだ不明な点が多く、先端医療を取り巻く環境に大きな変化は見られておりません。一方、細胞医療分野における研究開発は世界的にも進展を増しているものの、免疫細胞療法に対する需要の顕在化と市場の拡大プロセスにおいて、医師・医療機関の信頼性を伴った認知と理解が十分に得られていないことが最大のボトルネックとなっている現状も続いております。

このような環境を踏まえ、当社は、がん治療における免疫細胞療法の位置付け、有効性について、引き続き医師・医療機関の認知と理解を促進し、有力な医師・医療機関との強固なネットワークを構築することにより、業績拡大の基盤を確固たるものとするべく、大学病院等との共同臨床研究等をより積極的に推進するとともに、学術営業活動の質的・量的な強化を図ってまいりました。また、平成17年10月には、東京大学医学部附属病院との間で、同院新中央診療棟22世紀医療センターに新設された免疫細胞治療部門に、当社がCPC（Cell Processing Center；細胞加工施設）を備えた設備を設置して、免疫細胞療法総合支援サービスを提供することで合意し、平成18年9月には同設備工事を完了いたしました。さらに、平成18年6月には、NPO法人東京地域チーム医療推進協議会が基本構想を立案、推進してきた共同利用型最先端がん治療施設「東京ベイ・メディカルフロンティアセンター（仮称）」設立構想を具現化するための事業企画会社「株式会社東京ベイ・メディカルフロンティア」の設立に参画し、免疫細胞治療施設の事業計画、施設計画の策定を中心に、同社に対して積極的な協力を行っております。これらの活動は、当期業績に直接的な貢献をするものではないものの、免疫細胞療法をEBM（Evidence Based Medicine）として確立し、身近な医療として普及させるための基本的かつ重要な戦略的プロジェクトであり、医療チャネルの拡大、信頼性・外部評価の向上を図る上で、極めて大きな意味を持つものであります。

以上のような取り組みにより、医療チャネル拡大に向けた学術営業の効果は徐々に表れているものの、現時点では契約医療機関等における大幅な新規治療開始患者数の増加にまでは至っておらず、また、前事業年度における新規治療開始患者数の減少に起因する継続治療数の減少等が影響し、上期の売上が予想以上に伸びなかったこともあり、当事業年度の売上高は前事業年度に対して微増という結果となりました。

当事業年度における研究開発活動については、前事業年度に引き続き、「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標に、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて推進してまいりました。特に、Evidenceの強化については、大学病院や各地域の中核医療機関との共同臨床研究を積極的に推進し、当事業年度においては、新たに日赤医療センター、横浜市立大学、東京大学、東京医科大学との共同臨床研究を開始いたしました。これらの研究は、各々順調に進展しており、来期には一定の成果を発表する計画です。また、平成18年8月には、米国MaxCyte社とがん免疫細胞療法に係る樹状細胞加工プロセスに係る共同開発に着手するなど、より高い効果が期待される免疫細胞療法に係る技術の開発についても、着実に推進してまいりました。一方、営業活動においては、前述のとおり人員拡充をはじめとする学術営業活動の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,526,930千円（前年同期比1.9%増）、経常損失は782,535千円（前年同期は経常損失579,480千円）となりました。また、平成18年3月中間期に繰延税金資産の回収可能性をあらためて検討した結果、繰延税金資産を全て取り崩した等により、当期純損失は821,011千円（前年同期は当期純損失790,541千円）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失が782,594千円となるなどの営業活動によるキャッシュ・フローの減少、有形固定資産及び無形固定資産の取得等による投資活動によるキャッシュ・フローの減少等により当期末には2,321,275千円となりました。その結果、資金残高は前事業年度末より1,389,155千円減少しております。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は641,463千円（前年同期比42.3%増）となりました。

これは主に、税引前当期純損失が782,594千円計上されたことによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は752,692千円（前年同期は、156,190千円の獲得）となりました。

これは主に、東大病院22世紀医療センター内CPCの建設、研究開発用設備の増設等に伴う有形固定資産の取得が250,599千円、オーダーメイド医療管理システムの改修等による無形固定資産の取得77,212千円、償還期限3ヶ月超の信託受益権の取得200,000千円、投資有価証券の取得196,350千円、株式会社細胞科学研究所の株式の取得27,500千円、株式会社東京ベイ・メディカルフロンティアの株式の取得10,000千円等によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は5,000千円（前年同期は、20,000千円の使用）となりました。

これは、ストックオプションの行使による新株発行が25,000千円、長期借入金の返済20,000千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第11期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	割合(%)	
免疫細胞療法総合支援サービス (千円)	1,464,247		100.5
その他(千円)	62,682		148.0
合計(千円)	1,526,930		101.9

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期		相手先	第11期	
	金額(千円)	割合(%)		金額(千円)	割合(%)
新横浜メディカルクリニック	969,315	64.7	新横浜メディカルクリニック	871,366	57.1
かとう緑地公園クリニック	342,452	22.9	かとう緑地公園クリニック	339,969	22.3
			福岡メディカルクリニック	156,260	10.2

### 3【対処すべき課題】

当社は、中長期経営戦略の重点を、引き続き、主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業に資源を集中し、臨床開発の促進及びその成果を利用した学術推進活動やそれに伴う医療チャネルの拡充により需要の顕在化を図るとともに、細胞医療分野における各種アライアンス、M&Aを促進し、細胞医療支援事業を本格的な成長軌道に乗せることにより、早期の黒字化と、中長期における飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ、当社が対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

#### 免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度の向上

免疫細胞療法総合支援サービスを拡充するためには、まず、患者の治療選択プロセスにおいて実質的に決定権を有する医師・医療機関が、免疫細胞療法をがん治療オプションとして積極的に選択する状況を作る必要があります。しかしながら、近年の免疫学、分子生物学及び細胞工学等の発展とともに、免疫細胞療法に係る技術は飛躍的に進歩しつつおあり、世界的に本分野における研究開発が進む一方、一般の臨床医がその最新の技術動向、内容等を詳細にキャッチアップすることは困難であることから、免疫細胞療法に対する医師・医療機関の認知度及び理解度は未だ低いのが現状であります。

このようなことから、当社は、引き続き、医師・医療機関に対する学術営業活動を強化、推進してまいります。また、研究開発活動としては、既存及び新規の免疫細胞療法につき、臨床効果を評価するとともに、新たな治療プロトコルを開発するべく、大学病院をはじめとする地域の中核医療機関と共同で複数の臨床研究を進めてまいります。これは、免疫細胞療法の臨床効果に係るEvidenceを強化・構築することにより、医師・医療機関に対する訴求力が向上されることとなるだけでなく、既存契約医療機関との医療連係を促進し、将来に向けた確実な医療チャネルの拡大を実現するものであります。

#### 東京大学医学部附属病院「22世紀医療センター」における活動の推進

当社の寄附により、東京大学で平成16年6月より開講した「免疫細胞治療学（メディネット）講座」においては、分子免疫学的研究に基づいた免疫細胞治療の基礎及び臨床に係る研究開発を行っており、本治療技術のがん治療における位置付けを明確にするとともに、普及医療としての基盤を構築するための取り組みが推進されております。当社は、平成18年9月に、同大学医学部附属病院内の「22世紀医療センター」に、CPC（Cell Processing Center；細胞加工施設）を建設し、同センターに新設された「免疫細胞治療部門」において、臨床研究をはじめとする様々な活動を推進してまいります。

#### 自己がん細胞バンク事業の位置付け

自己がん細胞バンクは、樹状細胞療法や、がん遺伝子情報によるテーラーメイド医療に用いるために、患者の預託を受けて、摘出した患者自身のがん組織・細胞を保管するサービスとして、平成16年8月にサービスを開始いたしました。しかしながら、細胞治療や遺伝子治療に対する需要顕在化及び市場拡大に予想以上に時間がかかっている現状を踏まえ、当面は、樹状細胞を用いた治療技術の有効性を向上させる基礎的、技術的研究を進めることを優先し、一定の成果をもって事業を再構成する方針であります。

その間は、免疫細胞療法総合支援サービスの付加的事業として、がん組織の摘出手術を行う医療機関及び当社契約医療機関と密接に連携することにより、効率的かつ着実な預託件数の増加と樹状細胞療法の受診者増加を図ってまいります。

樹状細胞療法に係る研究開発については、複数のテーマがありますが、いずれも順調に進んでおり、平成18年10月以降の学会等で、その成果を順次発表してまいります。また、平成18年8月に米国MaxCyte社と共同で着手した独自の樹状細胞加工プロセスの開発についても、比較的短期間で技術的な検証を完了する予定であり、一層迅速な成果の創出に努め、自己がん細胞バンクサービスの需要喚起を図ってまいります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社といたしましては必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応等に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行なわれる必要があります。以下の記載は、本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではないことにご留意ください。

##### サービス価格に係るリスク

免疫細胞療法は先進的な医療技術であるため、一般的な治療として行なわれている外科療法、放射線療法、化学療法（抗がん剤治療等）などのように、現時点では保険診療の対象とはなっておらず、一般の保険医療機関でこの治療を行なう場合には、免疫細胞療法を含む治療全体が自由診療として取り扱われます。当社契約医療機関における免疫細胞療法1クールの治療費総額は、医師が適切と判断する治療の種類等にもよりますが、およそ150万円～210万円です。当社は、免疫細胞療法総合支援サービスの対価として細胞加工の種類と回数に基づく変動課金制によるサービス料を頂いておりますが、その金額は当該契約医療機関の患者が負担する治療費に制約されます。また、免疫細胞療法は先端医療であるがゆえに、医師の治療方法に対する考え方に相違があること、関連技術が急速な進歩過程にあること等の理由により、標準的な価格水準が定まっていないことから、今後の免疫細胞療法の普及過程において治療費水準が変化し、それに応じて当社サービス価格の見直しがなされた場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

##### 競合及び競合他社に係るリスク

###### (1)免疫細胞療法に係る分野への企業参入状況

近年、ベンチャー企業数社が、当社のサービスと類似したモデルで免疫細胞療法に係る分野に参入してきております。こうした動きは、新たな技術革新の進展を促し、市場が拡大していく反面、玉石混交の状況を作り出す可能性もあり、結果として患者のデメリットになることも考えられます。業界の発展とともに参入する企業が増え、他企業がトラブルを起こした場合、業界全体のイメージ低下等により、当社も間接的に悪影響を受ける可能性があります。

###### (2)バイオ・テクノロジーの進歩に伴う競合

当社の属するバイオ・テクノロジー業界は急速に変化・拡大しておりますが、特にがん治療分野では新しい治療薬の研究開発が進んでおります。大手製薬企業が、がんをターゲットとして開発を進める分子標的薬（病気に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬）や血管新生阻害剤（がん細胞に栄養や酸素を供給する血管の新生を抑える薬）等は免疫細胞療法との併用効果が期待されておりますが、仮に免疫細胞療法との併用が適切でなく、治療効果の高い医薬品が開発された場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

また、当社においては、積極的な研究開発投資により、常に最先端の技術への対応、業界に先駆けた新技術の開発等に注力しておりますが、当該技術革新への対応が遅れた場合、あるいは、現在の主力事業の対象となっている免疫細胞療法に代わる画期的な治療法が開発された場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

##### 品質管理体制に係るリスク

現在、当社が事業を推進している細胞医療分野においては、急速に進歩した最先端技術に基づいた治療が行なわれるため、安全面・品質管理面でのスタンダードが十分に確立されていない現状にあります。今後は、同業種の各種組織が協力、組織し、一定水準以上の安全性の確保に努める等、業界全体としての取組みも必要となってくるものと思われれます。

このような状況の中、当社は、平成16年3月19日、細胞医療支援事業としては世界に先駆け、ISO（国際標準化機構）が制定した品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得いたしました。これは、当社の細胞医療支援事業がグローバル・スタンダードに照らして公正に運営されていることが、独立した第三者機関によって裏付けられたことを意味しております。今後、当社は細胞医療における安全面・品質面でのデファクト・スタンダードを早期に確立すべく、患者が常に質の高い先端医療を享受できる体制を構築すると共に、情報を適正に開示して業界の適正化を図っております。具体的には、当社が契約医療機関に提供する免疫細胞療法支援サービスにおいては、加工される細胞が投与されるに足る安全性を保つために、以下のような品質管理体制を整えております。

###### (1)無菌性の確保

細胞加工工程における細菌汚染を防ぎ、無菌性を保つために、細胞加工施設の空気清浄度をGMP（Good Manufacturing Practice；医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則）に規定される無菌医薬品製造区域と同等の施設要件とし、運営管理を行っております。

#### (2)細胞の取り扱いおよびウイルス等の感染防止

細胞の取り扱い防止、ウイルス等の感染防止のために、細胞・組織の取扱いや感染症の危険性排除等について規定した厚生労働省ガイドライン（ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質および安全性確保について、医薬発第1314号、平成12年12月26日）に準拠しております。また、細胞加工工程における人為的な過失、ミスの発生を低減するために、作業工程は全て個々の標準書および手順書をGMPより一部引用するなどして制定し、これらに基づき工程管理を行っております。

#### (3)資材管理

細胞加工には常に安全な資材を用いることが条件となるため、培地（細胞培養液）や試薬については、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図っております。

当社は、今後とも常に品質管理体制の強化に努めてまいりますが、培地や試薬の不良品の混入、劣化、培養過程における人為的な過失、地震や火災等の災害等が発生した場合には、重大な事故に繋がる恐れもあり、当社業績に影響を与える可能性があります。

#### 法的規制の影響

当社が行なう細胞医療支援事業は、医療機関に対するサービス業であることから、当該事業に係る法的規制として、医師法、薬事法等の医事関連法規が考えられますが、現状においては、当社の免疫細胞療法総合支援サービスにつき、これら法的規制の対象となる行為はありません。

#### (1)医師法との関連

医師法は、医師となる要件及び医師の行なう行為について定めた法律であり、同法17条において「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されております。当社が行なう免疫細胞療法総合支援サービスにおいては、サービスの一環として、当社の技術者が契約医療機関に出向して細胞加工及び品質検査業務に従事しておりますが、これらは、医療機関の医師が行なう医療行為（免疫細胞療法）の一連の行為の一部を補助するものであり、当該行為はすべて医師の指揮監督下に行われることから、当社の出向者が同法17条に規定する「医業」を行っているものではありません。その他、医師法の各条項を含め、当社の行なう事業については現在のところ、医師法の規制に該当する行為はありません。

#### (2)薬事法との関連

薬事法は、医薬品等の有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行なう法律であり、同法12条において「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品等の製造をしてはならない」旨規定されております。ただし、医療機関が自らの患者の細胞を加工する行為については、薬事法における医薬品等の製造に該当するものではありません。当社は、医療機関に対し、施設、技術・ノウハウ、技術者、材料および資材、品質保証、システム等、医師が免疫細胞療法を実施するために必要なあらゆるソリューションを免疫細胞療法総合支援サービスとして包括的に提供するものであり、患者の細胞加工については、契約医療機関で医師の指揮監督下に行なわれております。従って、当社の行なう事業についても、同法12条に規定する「医薬品等の製造」の規制を受けるものではありません。その他、薬事法の各条項を含め、現在のところ当社の行なう事業について、薬事法の規制に該当する行為はありません。

その他の医事関連法規も含め、当社の行なう免疫細胞療法総合支援サービスに関し、現状において、特に法的規制の対象になるものはありません。しかしながら、我が国における今後の医事関連法規および行政の動向によっては、当社の事業がこれら法的規制の対象となることにより、将来の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

## 研究開発に内在する不確実性

当社が事業を展開する分野は、急速に進歩を続ける最先端のバイオ・テクノロジーに立脚したものであるため、継続的な研究開発活動が将来的な事業拡大のための大変重要な役割を担っております。

当社では、研究開発型バイオテックカンパニーとして将来に渡る企業価値向上を図るべく、先端医科学研究所を中心に、技術開発機能、臨床開発機能、戦略企画機能を備えた、基盤研究から臨床解析まで、総合的な研究開発活動を戦略的に遂行していくための研究開発体制を構築し、積極的な活動を行っております。

これらに必要な研究開発費は、平成16年9月期381百万円（総売上高に対する比率20.2%）平成17年9月期446百万円（総売上高に対する比率29.8%）平成18年9月期467百万円（総売上高に対する比率30.6%）となっており、将来に渡る企業価値向上を図るための先行投資と認識しております。

しかしながら、研究開発テーマが事業化できなかった場合、事業化された場合でも当初の想定通りに売上が確保できなかった場合等には、当社業績に影響を与える可能性があります。

## 知的財産権に係るリスク

### (1)特許出願状況

当社は、1999年4月に分子免疫学研究所を開設して以来、バイオ・テクノロジー分野における最先端の研究開発および技術開発に取り組んでおり、平成18年9月30日現在で26件の特許を出願（うち海外出願2件、国内外出願8件）しております。その内訳は、技術に関するものが23件、ビジネスモデルに関するものが3件となっており、今後も、さらに知的財産権の獲得を進めていく方針であります。また、保有する知的財産権につきましては、自社利用のみにこだわることなく、積極的に他社へのライセンス供与を検討し、当社技術のデファクト・スタンダード化を促進してまいります。

国内外出願：日本と外国合わせて同時に出願

当社の出願特許状況は、以下の通りです。

出願件数	(国内) 16件 (国内外) 8件 (海外) 2件
公開特許 (国内公開のみ)	「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法及びプログラム」(特開2003-108660) 「ファージ溶原菌を利用したDNA代謝系にダメージを与える物質を検出する方法」(特開2003-180394) 「ドナー等識別方法、生体物質識別手段、情報処理装置、及びプログラム」(特開2003-180662) 「輸送用保冷容器」(特開2003-237847) 「外来DNAを保持または増殖させるための宿主細胞、およびその利用」(特開2004-254691) 「培養容器、培養装置および細胞の培養方法」(特開2005-95165) 「抗アルキル化物質の探索方法、抗アルキル化剤」(特開2006-14716) 「癌細胞特異的発現DNA、および癌細胞特異的発現ベクター」(WO2003-102186) 「CTLの誘導方法」(特開2005-245430) 「樹状細胞、該受容細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法及び $\gamma\delta$ T細胞の培養方法」(WO2006/006638) 「 $\gamma\delta$ T細胞の培養方法、 $\gamma\delta$ T細胞及び治療・予防剤」(WO2006/006720) 「白血球培養用血液の保存方法、輸送方法、末梢血単核球の保存方法、輸送方法及びそれらを用いた白血球の培養方法」(WO2006-014364) 「リンパ球の保存及び輸送方法」(WO2006/014365) 「CTL誘導能評価方法及びそれらを用いたスクリーニング方法」(WO2006/040920)

上記のうち、「医療支援装置、情報処理装置、医療支援方法及びプログラム」は、免疫細胞療法総合支援サービスにおける「オーダーメイド医療管理システム」として実用化されております。今後、医療技術や細胞培養に密接に関わる重要な(周辺)技術である細胞輸送・保存方法、細胞培養装置等についても、積極的に知的財産権の出願を行ない、当社の技術を知的財産権により適切に保護していく必要があります。

ただし、これら先端医療技術に関する技術の中には、特許として知的財産権を獲得するよりも、ノウハウとして保有する方が事業戦略上優位であると考えられるものも少なからずあり、必ずしも全ての技術について特許としての権利化を目指す必要はないと考えております。当社の持つ技術・ノウハウについては、取引先あるいは共同研究先との秘密保持契約等で守ることにより、外部流出が厳しく管理されております。

このように当社は、当社独自の技術あるいは研究成果、事業化に伴うビジネスモデルに関し、必要に応じて、また可能な範囲において特許権等知的財産権の出願を行ない、権利の保護に努めております。

また、他社からの当社知的財産権の侵害及び他社知的財産権に対する侵害等に関しては、常時技術・特許調査を

行ない、権利の保護及び他社特許の侵害を回避するためのスキームを策定し、当社の技術やビジネスを適切に保護しております。

しかしながら、このように常に様々な状況を想定して対応してはいても、出願した案件が権利化できないという可能性もあります。また、権利化できた場合でも、実際にその権利を行使できなかったり、第三者の権利に抵触している可能性もあります。

## (2)医療行為および関連技術に係る特許

現在、当社契約医療機関で既に実施されている医療行為については公知の事実となっているため、現在の主要事業に関し上記係争リスクはないものと考えております。尚、現在も政府の知的財産戦略本部で医療行為に関する特許についての検討が行われており、最近、特許庁の審査基準において医薬発明に関する審査基準が新たに作成されました。これにより医薬発明として保護される範囲が拡大され、当社が開発する技術のうち医療関連技術に関しても特許として権利化できる可能性も出てまいりました。当社としても今後の動向をこれからも注視し、その時々々の法規に沿った形での権利保護に努めてまいります。

## アライアンス、技術供与に関するリスク

当社は、INNOMEDISYS Inc.（所在地：大韓民国ソウル市）へのCD3-LAKによる免疫細胞療法に係る技術援助契約及び投資契約を締結しております。

しかしながら、同社の経営方針、財務状況、事業環境、その他の要因により協力関係を成立または継続できない場合や、これらの協力関係から十分な成果を得られない場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 政府の推進政策等の変化

現在、我が国においては、バイオ・テクノロジーおよび先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、現在の主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスだけではなく、当社が行なう研究開発とその成果によって、今後当社が事業を展開する分野に大きく関わっております。

政府の主な推進政策とその概要は以下の通りであります。

## 第3次対がん10ヵ年総合戦略

厚生労働省と文部科学省は、昭和59年度から平成5年度の「対がん10ヵ年総合戦略」、平成6年度から平成15年度の「がん克服新10ヵ年戦略」に引き続き、平成16年度から平成25年度の「第3次対がん10ヵ年総合戦略」を発表しました。この「第3次対がん10ヵ年総合戦略」では、以下の重点研究課題事項が提示されております。

- a) 学横断的な発想と先端科学技術の導入に基づくがんの本態解明の飛躍的推進
- b) 基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療等へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進
- c) 革新的な予防法の開発
- d) 革新的な診断・治療法の開発
- e) がんの実態把握と情報・診療技術の発信・普及

また、これらの重点研究課題事項については、さらに詳細な戦略が示されており、「免疫療法」もそのひとつとして掲げられております。

これらは、いずれも当社の細胞医療支援事業及び研究開発活動と密接に関わるものであり、今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えております。

しかしながら、今後、これら政府の政策の方向性に大きな変化が生じることとなった場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

## 特定の取引先への依存

当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関は、平成18年9月30日現在、「瀬田クリニック」（東京都世田谷区）、「新横浜メディカルクリニック」（神奈川県横浜市）、「かとう緑地公園クリニック」（大阪府吹田市）、「福岡メディカルクリニック」（福岡県福岡市）の4つであります。

このうち、「新横浜メディカルクリニック」に対する売上高は、平成16年9月期1,265,167千円（総売上高に占める割合66.9%）、平成17年9月期969,315千円（総売上高に占める割合64.7%）、平成18年9月期871,366千円（総売上高に占める割合57.1%）と、現時点では同医療機関に対する販売依存度が高い状態にあります。新横浜メディカルクリニックは、当社取締役である江川滉二が開設した個人診療所であり、当社と緊密かつ安定的な関係にあります。今後両者の関係が悪化した場合や、万が一同医療機関において不慮の事故が発生すること等により受診患者数の減少、閉鎖等の事態に至った場合には、当社業績に影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は、瀬田クリニック、新横浜メディカルクリニック、かとう緑地公園クリニックおよび福岡メディカルクリニックとの間で、下記のとおり、免疫細胞療法総合支援サービス契約を締結しております。

契約先	契約期間	契約の概要
瀬田クリニック	平成15年5月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）1	当社は、本契約に基づき、免疫細胞療法総合支援サービスを提供し、その対価を受け取るものであります。
新横浜メディカルクリニック	同上 （注）1	同上
かとう緑地公園クリニック	平成15年6月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）2	同上
福岡メディカルクリニック	平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）（注）3	同上

- （注）1．瀬田クリニックおよび新横浜メディカルクリニックとの取引は、本契約以前から行なわれておりましたが、サービス内容の一部変更を受け、各々合意の上、契約が改定されたものであります。
- 2．かとう緑地公園クリニックは平成15年6月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。
- 3．福岡メディカルクリニックは平成15年10月1日に免疫細胞療法専門医療施設として開設され、開設と同時に当社がサービスの提供を開始しております。



## 6【研究開発活動】

当社は、組織横断的なプロジェクト制のもとで研究開発を行い、がんや感染症及び難治性疾患に関する基礎研究、産業化を目指した技術開発から、その臨床応用の促進まで幅広い研究開発活動を推進しており、すべてのプロジェクトが効率よく、かつ、マイルストーンに沿った進捗が得られるように管理、運営を図っております。現在は特に、当社の中核事業である免疫細胞療法総合支援サービスに関わる臨床的エビデンスの構築や技術改良に積極的に取り組んでおり、成果の逸早い社会への還元を目指しております。さらに、国内外を問わず、積極的に研究開発アライアンスを推進し、新規事業創出の早期実現を図っております。

当事業年度においては、基礎的研究・技術開発における、免疫細胞機能の向上及び加工培養工程の効率化を活動指針として進めてまいりました。これら活動の結果として、7件の特許を出願いたしました。また、新たな免疫細胞療法としての $\gamma\delta$ （ガンマデルタ）T細胞の培養法の開発や自動評価機能を備えた閉鎖系自動培養システムの開発にも進捗が得られ、実用化に向けた研究開発を進めております。一方、前事業年度において本格的に始動した、がん免疫細胞療法の臨床研究支援活動も継続して進めております。当事業年度においては、新たに5件の臨床研究を医療機関と共に開始いたしました。

なお、平成18年9月末日現在、研究開発部門スタッフは総計29名おり、これは総従業員の約22%に当たります。

### （先端医科学研究所）

先端医科学研究所においては、分子免疫学及び分子生物学を基盤としたがん抗原、免疫抑制解除、樹状細胞等をテーマとした新規治療技術及び診断技術の基礎的研究開発を行ってまいりました。

当事業年度においては、平成15年度より継続して取り組んできた補助事業（厚生労働省：厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究「免疫賦活を応用したHIV感染症の治療開発に関する研究」）を平成17年度（至平成18年3月31日）をもって終了いたしました。また、平成17年9月より開始いたしました受託研究（独立行政法人科学技術振興機構：平成17年度革新技术開発研究事業「レギュラトリ-T細胞を標的とした免疫抑制解除法の確立」）（至平成20年3月31日）に継続して取り組んでおります。また、共同研究としては、東京大学との共同研究2件（「研究課題：臨床応用を目的とした免疫細胞療法の基礎的研究」医学部附属病院免疫細胞治療学講座）（「研究課題：難治性がんに対する樹状細胞療法とホウ素中性子捕捉療法との併用療法の開発」医学部附属病院医工連携部）を開始いたしました。これらの研究は、免疫細胞療法の新たなアプローチを動物実験レベルで検証を行うものであり、続く臨床研究の基礎的データになるものと期待され、一部の成果につきましては、第10回基盤的癌免疫研究会にて発表を行っております。また、細胞加工技術に関する研究についても、米国のバイオベンチャーであるMaxCyte社との共同研究を開始いたしました。この研究は2社の技術・ノウハウを基に、より効果の高い樹状細胞療法を創出することを目的としております。

### （技術開発部）

技術開発部は、現行の細胞培養法の改良や新規加工技術及び細胞輸送安定性技術の開発など、当社の免疫細胞療法総合支援サービスに直結する技術開発に取り組んでおります。また、先端医科学研究所で進めてきた基盤的研究成果を実際の事業化に向けて最適化することも担っております。さらに、現在進行中の臨床研究における免疫学的モニタリングを担当するなど、技術的支援活動も行っております。

当事業年度においては、新たな活性化自己リンパ球の培養法や細胞培養システムの開発など、将来の事業拡大に向けた研究プロジェクトを推進してまいりました。特に、先端医科学研究所で基礎的な研究を行ってまいりました $\gamma\delta$ T細胞の大量培養法を構築し、臨床研究へと繋げております。さらに、複数の企業と共同開発を進めてまいりました自動細胞加工培養システムの開発が完了し、今後は細胞加工施設での検証や臨床研究などを経て、同システムの細胞医療及び再生医療の臨床・研究の場への提供を目指してまいります。

(臨床開発部)

臨床開発部は、医師主導臨床研究の推進支援や、研究成果の公表を図り、免疫細胞療法の最新情報を広く提供することで、現場医師に対する認知度の向上を図り、免疫細胞療法の普及に向けた取り組みを行っております。

当事業年度においては、基盤となる臨床エビデンスの構築を第一の目的とした、国内の医療機関との共同臨床研究を推進いたしました。当事業年度において開始された臨床研究は以下のとおりであります。

	対象疾患：多発性骨髄腫 対象治療：活性化自己 $\gamma\delta$ T細胞療法 共同研究：日本赤十字社医療センター、新横浜メディカルクリニック
	対象疾患：術後膵がん 対象治療：活性化自己リンパ球療法 共同研究：横浜市立大学、新横浜メディカルクリニック
	対象疾患：非小細胞肺癌 対象治療：活性化自己 $\gamma\delta$ T細胞療法 共同研究：東京大学、新横浜メディカルクリニック
	対象疾患：肝細胞がん 対象治療：樹状細胞療法及びラジオ波焼灼療法の併用療法 共同研究：東京医科大学、新横浜メディカルクリニック
	対象疾患：多発性骨髄腫 対象治療：活性化自己 $\gamma\delta$ T細胞療法 共同研究：日本赤十字社医療センター、新横浜メディカルクリニック、瀬田クリニック

上記の多発性骨髄腫に対する臨床研究は、の臨床研究での結果を受けて、追加研究として開始されたものであります。

以上の取り組みの結果、当事業年度の研究開発費の総額は467,795千円となっております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### 当事業年度の経営成績の分析

#### (1)売上高及び営業利益

売上高は、前事業年度に対して1.9%増加し、1,526,930千円となりました。これは、医療チャネル拡大に向けた学術営業の効果は徐々に現れているものの、現時点では契約医療機関等における大幅な新規治療開始患者数の増加にまでは至っておらず、また、前期における新規治療開始患者数の減少に起因する継続治療数の減少等が影響し、上期の売上高が予想以上に伸びなかったこと等によるものであります。

売上原価は、前事業年度に対して0.6%減少し、688,571千円となりました。売上原価の売上高に対する比率は、売上原価に占める労務費、減価償却費、地代家賃等の固定費の影響から1.1ポイント減少して、45.1%となりました。その結果、売上総利益は、前事業年度に対して4.0%増加し、838,359千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前事業年度に対して16.4%増加し、1,616,774千円となりました。「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標に、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて、研究開発活動を積極的に行ったことにより、研究開発費は、前事業年度に対して4.8%増加し、また、人員拡充をはじめとする学術営業活動の強化を図ったこと等により、研究開発費を除く販売費・一般管理費は、前事業年度に対して21.8%増加いたしました。

この結果、営業損失は778,415千円（前年同期は営業損失583,435千円）となりました。

#### (2)営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前事業年度の3,954千円の収益（純額）に対し、当事業年度は4,119千円の費用（純額）となりました。これは、主に為替差益の増加（前年同期比7,003千円増）、投資事業組合損失の増加（前年同期比17,300千円増）によるものであります。

この結果、経常損失は782,535千円（前年同期は経常損失579,480千円）となりました。

#### (3)特別損益及び税引前当期純利益

特別損益は、前事業年度の21,907千円の利益（純額）から、58千円の損失（純額）となりました。これは、主に前事業年度に発生した国庫補助金等受入益23,000千円が、当事業年度は発生しなかったことによるものであります。

この結果、税引前当期純損失は782,594千円（前期同期は税引前当期純損失557,573千円）となりました。

#### (4)当期純利益

法人税等については、平成18年3月中間期に繰延税金資産の回収可能性をあらためて検討した結果、繰延税金資産を全て取り崩したことにより、「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」等の税金費用は38,417千円（前年同期比194,551千円減）となり、当期純損失は821,011千円（前年同期は当期純損失790,541千円）となりました。

### 当事業年度の財務状態の分析

当社の当事業年度の総資産は、4,237,448千円（前年同期比685,139千円減）となりました。流動資産は2,813,627千円と前年同期比1,122,353千円減少しており、そのうち現金及び預金の減少は389,774千円、有価証券の減少は799,381千円であります。これら現金及び現金同等物の減少は「1 事業等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。固定資産は1,423,820千円と前年同期比437,213千円増加しておりますが、これは主に、有形固定資産の増加（前年同期比161,353千円増）、無形固定資産の増加（前年同期比57,365千円増）、投資有価証券の増加（前年同期比175,537千円増）及び関係会社株式の増加（前年同期比45,500千円増）によるものであります。

負債の部については、固定資産及び一般管理費に係る未払金の増加（前年同期比105,454千円増）及び受託研究に係る前受金の増加（前年同期比16,740千円増）等により、流動負債が前年同期比135,936千円増の458,070千円となり、長期借入金の減少（前年同期比20,000千円減）及び繰延税金負債の減少（前年同期比5,101千円減）により固定負債が前年同期比25,101千円減の15,000千円となりました。

純資産の部については、当期純損失を計上したこと等により、前年同期比795,973千円減の3,764,377千円となりました。以上の結果、自己資本比率は88.8%と前年同期比3.8ポイント減少しました。

### 第3【設備の状況】

当社の設備において、ソフトウェアは重要な資産であるため、以下、有形固定資産のほか、無形固定資産のうちソフトウェアを含めて設備の状況を記載しております。

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度は、細胞医療支援事業に係るCPCの建設、研究開発設備の取得及びソフトウェアの改修を中心に361百万円の設備投資を実施しました。

主な投資としては、東大病院22世紀医療センター内CPC175百万円、自動細胞加工培養システム59百万円、オーダーメイド医療管理システム改修64百万円の設備投資を実施しております。

## 2【主要な設備の状況】

当社は、神奈川県横浜市港北区に本社及び2ヶ所の細胞加工施設（CPC）、東京都世田谷区に研究所及び1ヶ所の細胞加工施設（CPC）、大阪府吹田市、福岡県福岡市及び東京都文京区にそれぞれ1ヶ所の細胞加工施設（CPC）を設けております。以上のうち、主要な設備は、以下のとおりです。

平成18年9月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	構築物	機械装置	工具器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県横浜市港北区)	統括事業施設	50,268	-	-	47,824	73,465	171,558	64 (2)
瀬田CPC (東京都世田谷区)	細胞加工施設 (注)2	32,238	-	-	2,947	-	35,186	9 (1)
新横浜CPC1 (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工施設 (注)2	-	-	-	9,007	-	9,007	-
新横浜CPC2 (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工施設 (注)2	62,528	-	-	2,680	-	65,209	18 (4)
大阪CPC (大阪府吹田市)	細胞加工施設 (注)2	62,000	345	-	1,414	-	63,761	12 (1)
福岡CPC (福岡県福岡市)	細胞加工施設 (注)2	72,797	-	-	337	-	73,135	10
先端医科学研究所 (東京都世田谷区)	研究施設	4,442	-	2,233	16,473	162	23,312	4 (3)
技術開発室 (神奈川県横浜市港北区)	研究施設	-	-	-	46,104	647	46,751	7
自己がん細胞バンク (神奈川県横浜市港北区)	事業施設	-	-	-	1,685	4,521	6,206	1
東大22世紀医療センターCPC (東京都文京区)	細胞加工施設 (注)3	176,729	-	-	4,173	-	180,902	5

(注)1.金額には消費税等を含めておりません。

2.当該設備については、免疫細胞療法総合支援サービスの一環として契約医療機関に提供しております。なお、従業員数には、契約医療機関への出向者及び執行役員(取締役兼務を除く)を含んでおります。臨時雇用者数は( )内に平均人員を外数で記載しております。

3.当該設備については、今後、免疫細胞療法総合支援サービスの一環として契約医療機関に提供していく予定です。

4.上記帳簿価格には、ソフトウェア仮勘定は含んでおりません。

5.リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間(年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
細胞培養設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5~6	61,238	166,730
研究開発設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	3,482	56,653
コンピューター (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4~5	217	-
オフィス機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	1,842	1,756
電話機 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5~6	930	283

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1)重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
細胞医療センター (未定)	細胞加工設備及び 研究施設	1,941	-	増資資金及び自己 資金	平成20年1月	平成21年6月	600%増加

(注)金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月20日)	上場証券取引所 名又は登録証券 業協会名	内容
普通株式	556,200	556,280	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式
計	556,200	556,280	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年7月26日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	190	188
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600	7,520
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,250	6,250
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成20年9月30日まで	平成17年10月1日から 平成20年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 平成18年9月30日現在の新株予約権の数は、臨時株主総会決議による388個から、新株予約権の行使及び退職等の理由による権利喪失により新株予約権の数は198個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の388株(分割調整後15,520株)から7,600株に減少しております。また、平成18年11月30日現在の新株予約権の数は、新株予約権の行使により平成18年9月30日から2個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、7,520株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項に関しては、「(7)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。
3. 平成15年5月2日付をもって普通株式1株を4株に、さらに平成16年1月20日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数を11,680株に発行価格を6,250円に調整しております。

平成16年12月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,670	6,600
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,670	6,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,900	62,900
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで	平成19年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円	発行価格 62,900円 資本組入額 31,450円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数は、取締役会決議による8,210個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,540個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の8,210株から6,670株に減少しております。また、平成18年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成18年9月30日から70個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、6,600株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項に関しては、「(7)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

平成17年12月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,810	8,690
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,810	8,690
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,890	33,890
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで	平成20年1月1日から 平成23年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円	発行価格 33,890円 資本組入額 16,945円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	(注)
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数は、取締役会決議による9,555個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を745個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の9,555株から8,810株に減少しております。また、平成18年11月30日現在の新株予約権の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を平成18年9月30日から120個減じており、新株予約権の目的となる株式の数は、8,690株に減少しております。
2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項に関しては、「(7)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。



旧転換社債等に関する事項は、次のとおりであります。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の残高、新株引受権の権利行使により発行される株式の発行価格、資本組入額は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成18年9月30日)			提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)		
	新株引受権の 残高(千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権の 残高(千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
第4回無担保社債 (新株引受権付) (平成13年8月31日)	3,750	937.5	468.75	3,750	937.5	468.75

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成13年11月23日 (注)1	740	2,040	185,000	250,000	185,000	187,500
平成13年12月28日 (注)2	60	2,100	15,000	265,000	15,000	202,500
平成13年12月31日 (注)3	2,100	4,200	-	265,000	-	202,500
平成15年3月26日 (注)4	420	4,620	157,500	422,500	157,500	360,000
平成15年5月2日 (注)5	13,860	18,480	-	422,500	-	360,000
平成15年5月6日 (注)6	11,200	29,680	70,000	492,500	-	360,000
平成15年10月8日 (注)7	12,000	41,680	1,275,000	1,767,500	2,589,000	2,949,000
平成15年11月6日 (注)8	2,100	43,780	223,125	1,990,625	453,075	3,402,075
平成15年12月10日 (注)9	800	44,580	375	1,991,000	382	3,402,457
平成16年1月20日 (注)10	394,020	438,600	-	1,991,000	-	3,402,457
平成16年1月27日 (注)11	4,000	442,600	1,875	1,992,875	1,912	3,404,370
平成16年6月17日 (注)12	109,600	552,200	51,375	2,044,250	52,402	3,456,772
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日 (注)13	4,000	556,200	12,500	2,056,750	12,500	3,469,272

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 500,000円

資本組入額 250,000円

割当先 割当先は、あさひ銀2号投資事業組合、ダイヤモンドキャピタル株式会社、明治生命キャピタル6号投資事業組合、安田企業投資1号投資事業有限責任組合、東京中小企業投資事業有限責任組合、株式会社UFJキャピタル、ニッセイ・キャピタル2号投資事業組合、朝日生命キャピタル5号投資事業組合、UFJキャピタル2号投資事業組合、みずほキャピタル株式会社、日本生命保険相互会社であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 500,000円

資本組入額 250,000円

割当先 割当先は、新規事業投資株式会社であります。

3. 株式分割

1株を2株に分割

4. 有償第三者割当  
発行価格 750,000円  
資本組入額 375,000円  
割当先 割当先は、東京海上火災保険株式会社、鐘淵化学工業株式会社、第一生命保険相互会社、安田生命保険相互会社であります。
5. 株式分割  
1株を4株に分割
6. 新株引受権の行使  
発行価格 6,250円  
資本組入額 6,250円  
第1回、第2回無担保新株引受権付社債  
行使者は、2名であります。
7. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）  
発行価格 322,000円  
発行価額 212,500円  
資本組入額 106,250円
8. オーバーアロットメントによる有償第三者割当  
発行価格 322,000円  
発行価額 212,500円  
資本組入額 106,250円  
割当先 割当先は、日興シティグループ証券株式会社であります。
9. 新株引受権の行使  
発行価格 937.5円  
資本組入額 468.75円  
第4回無担保新株引受権付社債  
行使者は、1名であります。
10. 株式分割  
1株を10株に分割
11. 新株引受権の行使  
発行価格 937.5円  
資本組入額 468.75円  
第3回無担保新株引受権付社債  
行使者は、1名であります。
12. 新株引受権の行使  
発行価格 937.5円  
資本組入額 468.75円  
第3回、第4回無担保新株引受権付社債  
行使者は、2社、4名であります。
13. 新株予約権の行使  
発行価格 6,250円  
資本組入額 3,125円  
平成14年7月26日臨時株主総会決議ストックオプション  
行使者は、14名であります。

## (4) 【所有者別状況】

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	12	176	19	16	24,574	24,803	-
所有株式数 (株)	-	9,345	5,035	135,101	2,309	143	404,267	556,200	-
所有株式数 の割合(%)	-	1.68	0.91	24.29	0.41	0.03	72.68	100.00	-

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、47株含まれております。

[次へ](#)

## (5) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
木村佳司	千葉県浦安市	107,650	19.4
有限会社江川ホールディング	東京都世田谷区上用賀3-1-11	48,000	8.6
有限会社ヨシジキムラエンタープライズ	千葉県浦安市美浜5-8-906	44,000	7.9
東京中小企業投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷3-29-22	29,339	5.3
江川滉二	東京都世田谷区	14,750	2.7
後藤重則	東京都大田区	7,515	1.4
吉田道雄	東京都町田市	5,200	0.9
野口活夫	神奈川県横浜市青葉区	4,824	0.9
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	4,000	0.7
株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島3-2-4	4,000	0.7
計	-	269,278	48.4

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 556,200	556,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	556,200	-	-
総株主の議決権	-	556,200	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が47株(議決権47個)含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。

(平成14年7月26日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年7月26日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成14年7月26日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名 監査役1名 使用人のうち当社が付与対象者として認めた者22名 外部協力者9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し210株、監査役に対し9株、使用人に対し86株、外部協力者に対し83株、合計388株
新株予約権の行使時の払込金額	250,000円(注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年10月1日 至 平成20年9月30日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。</p> <p>新株予約権の発行時において 以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を要する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-

(注) 発行価額は、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(平成16年12月21日第9回定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年12月21日第9回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成16年12月21日の第9回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年12月21日
付与対象者の区分及び人数	付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。(注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成22年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。</p> <p>但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。</p> <p>但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-

(注)1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(注)2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{時価}$$

(注)3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

(平成17年12月20日第10回定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成17年12月20日第10回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社使用人のうち当社が付与対象者として認めた者、また当社の外部協力者に対して新株予約権を発行することを、平成17年12月20日の第10回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年12月20日
付与対象者の区分及び人数	付与対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。(注)
新株予約権の行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成23年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。</p> <p>但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。</p> <p>但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-

(注)1 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(注)2 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

(注)3 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討する方針であります。

しかしながら当社は、設立以来、配当を実施した実績はなく、平成16年9月期以降は連続して損失を計上しております。当面は、早期の累積損失の解消に努めるとともに、内部留保を充実させることによって成長性のある事業への設備投資及び研究開発投資、細胞医療技術に係る需要顕在化を目的とした学術推進活動に伴う各種先行投資費用への資金充当を優先させ、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月
最高(円)	-	-	1,650,000 294,000	76,600	39,500
最低(円)	-	-	1,030,000 69,200	36,000	14,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
2. 平成15年10月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。  
3. 印は、株式分割権利落後の株価であります。なお、当社は平成15年11月30日現在の株主名簿に記載された株主に対して、平成16年1月20日付で株主分割を行っております。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	32,000	26,040	20,400	22,000	20,590	17,080
最低(円)	26,050	20,150	17,200	14,000	14,330	14,200

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	木村 佳司	昭和27年3月15日生	平成4年9月 HOYA(株) 本社市場開発促進部課長 平成6年10月 (株)コアメディカル 専務取締役 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長就任 平成14年9月 代表取締役CEO(現任)	107,650
取締役	CMO	横川 潔	昭和25年12月18日生	昭和60年6月 大阪厚生年金病院泌尿器科医長 平成元年7月 大阪大学医学部附属病院泌尿器科助手 平成5年7月 サンド薬品(株)入社 医薬開発本部サンデイミュネオラル開発担当部長 平成9年4月 武田薬品工業(株)入社 医薬開発本部開発戦略部主席部員 平成10年9月 同社 臨床開発第4部長 平成16年2月 当社入社 執行役員CRDO 平成16年12月 取締役就任 CBO 平成18年10月 取締役CMO(現任)	100
取締役	CFO	春山 佳亮	昭和45年10月7日生	平成9年6月 (株)アイ・イー・エー・ジャパン 財務部係長 平成13年2月 同社 ジェネラル・アドミニストレーション・グループ財務・経理アクティング・マネージャー 平成13年5月 当社入社 管理部マネージャー 平成13年11月 取締役就任 管理部長 平成14年2月 管理本部長 平成14年9月 取締役CFO(現任)	350
取締役	CAO	原 大輔	昭和38年7月21日生	昭和61年4月 日興証券(株)入社 平成11年3月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社入社 投資銀行本部ディレクター 平成16年4月 当社入社 執行役員CAO 平成17年12月 取締役就任 CAO(現任)	100
取締役	CLO	常川 清巧	昭和25年12月1日生	昭和51年4月 富山化学工業(株)入社 平成7年4月 同社 特許部長 平成14年7月 同社 知的財産室長 平成15年8月 当社入社 執行役員CTO 平成16年8月 執行役員CLO 平成18年12月 取締役就任 CLO(現任)	-
常勤監査役		木村 健治	昭和20年3月14日生	昭和44年4月 日興証券(株)入社 平成7年4月 同社 仙台支店長 平成9年4月 同社 福岡支店長 平成10年6月 日興キャピタル(株) 取締役就任 平成13年6月 同社退社 平成15年12月 当社常勤監査役就任(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役		富永 兼司	昭和30年2月11日生	昭和54年4月 ㈱日本リクルートセンター入社 昭和63年7月 同社 人材開発部長 平成8年7月 同社 広報室長兼㈱マリーガルマネジメント取締役就任 平成11年5月 ㈱キャリアプラン設立 代表取締役就任(現任) 平成14年6月 当社監査役就任(現任)	-
監査役		関山 司朗	昭和16年11月24日生	昭和40年4月 ㈱ブリヂストン入社 平成3年3月 同社 財務本部資金部長 平成7年4月 ブリヂストン・リーガ㈱ 代表取締役常務就任 平成9年9月 ㈱ブリヂストン退社 平成10年10月 学校法人関山学園 顧問就任 平成11年4月 学園 理事長就任(現任) 平成18年12月 当社監査役就任(現任)	-
計					108,200

(注) 1. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定、業務執行の監督機能と各事業部門の業務執行機能を核に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。

執行役員は5名で、CEO木村佳司、CMO横川潔、CFO春山佳亮、CAO原大輔、CLO常川清巧で構成されております。

2. 取締役横川潔は、平成18年10月1日付でCBO(Chief Business Officer)からCMO(Chief Medical Officer)に職名を変更いたしました。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、遵法精神のもと、透明性、効率性の高い経営上の組織体制や仕組みを整備し、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

それを実現するため、コンプライアンス、リスクマネジメントの徹底を図り、投資家に対する適時適切な情報の開示に努め、業務プロセスにおける不正や誤謬を防ぐ内部牽制の仕組みを強化してまいります。

### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

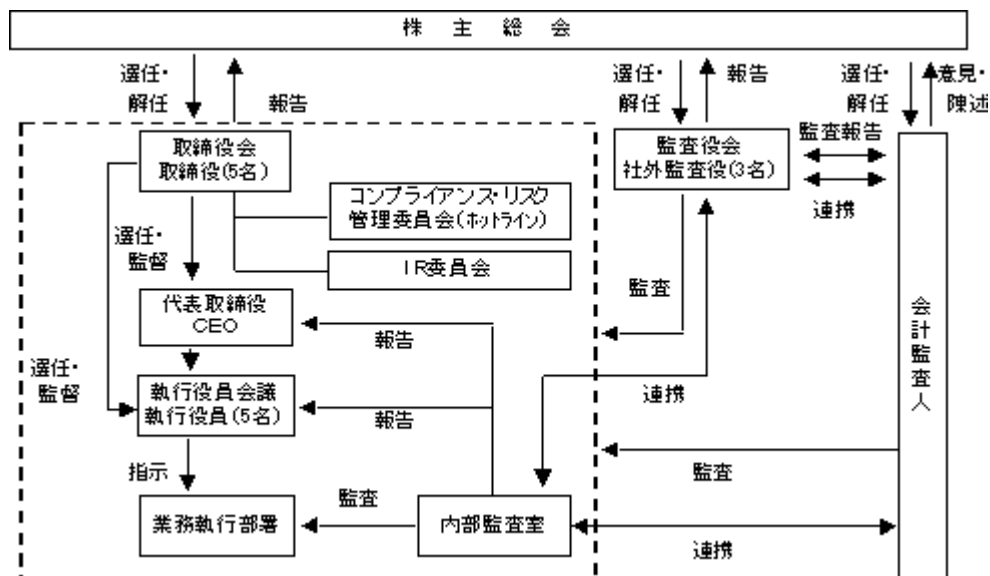
#### 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項、ならびに経営に関する重要事項について審議決定をしております。当社の取締役会は取締役5名で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。また、取締役会を補完する機能として、執行役員が出席する月2回の執行役員会議において重要決裁事項の審議決定を行い、業績進捗の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる体制をとっております。なお、当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化を図る目的から、平成14年9月より、執行役員制度（チーフオフィサー制度）を導入しております。執行役員は、取締役会で選任されており、現在5名のうち4名が取締役を兼務しております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスにおけるチェック・アンド・バランス（牽制と均衡）が適切に働くよう、監査役3名全員を社外監査役として配置しております。各監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監督、監査しております。

一方、代表取締役の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行部門に対して厳正な内部監査を実施し、業務遂行の効率性・有効性の評価や法令及び規定等の遵守性確保を中心とした監査活動を行っております。

#### コーポレート・ガバナンス体制の模式図



#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを、取締役会及び使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制などを包括した内部管理体制と捉え、その体制整備を進めることにより、企業不祥事の発生の防止を図るなど、コーポレート・ガバナンスの確立に資することを基本的な考え方としております。

法令遵守体制の整備状況につきましては、平成18年2月に取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、CEO（最高経営責任者）が委員長及びリスク管理統括責任者を務め、CAO（最高管理責任者）がコンプライアンス統括責任者を務めております。具体的な制度設計としては、平成18年5月にコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規程を新たに制定し、それを受けて企業行動憲章及びコンプライアンス行動規範を定めました。さらに加えて、全社員に対してのコンプライアンス・プログラム導入研修の実施をするなど、法令及び企業倫

理の遵守徹底を推進しております。また、公益通報者保護法の制定を受け、社内のマイナス情報を吸い上げ、不正行為の防止機能の役割を担うコンプライアンスホットラインの設置を行いました。

情報開示体制の整備状況につきましては、社内各部門のIR責任者による情報の集約・管理及びIR委員会による情報の重要性・適時開示の判断を中心として、社内体制を構築しております。また、四半期ごとの決算説明を動画配信するなど、当社のホームページを活用したリリース情報の速やかな開示により、株主及び投資家との適時適切なコミュニケーションを推進しております。

情報管理体制の整備状況につきましては、文書管理規程を定め、法令に基づく文書の作成及び保管、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等の適正な保管管理を行っております。具体的な内容としては、株主総会議事録・取締役会議事録・監査役会議事録・経営基本規程・財務諸表等を永久保存するなど、その重要度に応じた保存期間、保存方法等を定めております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の状況は、常勤監査役1名を含む監査役3名の体制で監査を行い、監査役会は原則毎月1回開催されております。監査役及び監査役会は、会計監査人との間で双方の立場からの年度監査体制、監査計画及び監査内容について報告及び協議を行っております。

また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として設置し、専任者1名が、他の業務執行部門から独立した立場で組織の内部管理体制の適正性及び効率性を客観的に評価し、改善提案やフォローアップを実施しております。内部監査室は、監査役及び監査役会に対して年度監査体制及び年度監査計画を報告し、その内容について協議を行い、監査の実施状況については、その都度常勤監査役に報告しております。

#### 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び証券取引法に基づく会計監査をみずく監査法人との間で監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と証券取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士は、高橋 廣司氏、海野 隆善氏、工藤 雄一氏の3名であります。また、監査業務にかかる補助者として、公認会計士 5名、会計士補 2名、その他 4名となっております。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役は選任しておりません。

当社の監査役3名は全員社外監査役であり、社外監査役と当社とは取引関係その他の利害関係はありません。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備状況につきましては、平成18年2月に取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、CEO（最高経営責任者）がリスク管理統括責任者を務めております。これまで大規模災害に備えた防災規程ならびに防災管理委員会を設置し、非常時の連絡体制の整備や設備の耐震化工事などを行ってきました。また、個人情報管理の適切な管理を定めた個人情報管理規程ならびに個人情報管理委員会の設置、セクシャルハラスメントの対応を定めたセクシャルハラスメント防止規程ならびにセクシャルハラスメント管理委員会の設置、情報セキュリティの確保のための情報システム管理規程の整備を行うなど、個別のリスク管理体制を充実させ、リスクの最小化と未然防止を推進しております。

また当社は、企業経営及び日常業務に関して複数の法律事務所等と顧問契約を締結し、業務執行上の疑義が発生した場合は、その内容に応じた各分野の専門家から適宜助言を受けられる体制をとり、戦略及び法務リスクの管理強化を図っております。

#### (3) 役員報酬の内容

当社の取締役に対する報酬は、80,959千円であります。

当社の社外監査役に対する報酬は、12,800千円であります。

#### (4) 監査報酬の内容

当社のみずく監査法人に対する公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、9,000千円であります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

第10期（平成16年10月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、第10期（平成16年10月1日から平成17年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期（平成16年10月1日から平成17年9月30日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人による監査を受けており、第11期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）の財務諸表については、みずす監査法人による監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日よりみずす監査法人に名称を変更しております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)		当事業年度 (平成18年9月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1. 現金及び預金		1,711,050		1,321,275		
2. 売掛金		109,845		161,000		
3. 有価証券		1,999,381		1,200,000		
4. 商品		379		314		
5. 材料及び資材		8,466		7,397		
6. 仕掛品		2,697		2,981		
7. 前渡金		9,619		29,481		
8. 前払費用		18,522		14,331		
9. 繰延税金資産		46,298		-		
10. 未収入金		-		50,170		
11. その他		29,790		26,673		
貸倒引当金		70		-		
流動資産合計		3,935,981	80.0	2,813,627	66.4	
固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		525,318		706,836		
減価償却累計額		199,798	325,520	245,829	461,006	
(2) 構築物		497		497		
減価償却累計額		109	387	151	345	
(3) 機械装置		41,904		41,904		
減価償却累計額		38,382	3,521	39,671	2,233	
(4) 工具器具備品		282,042		376,051		
減価償却累計額		176,590	105,451	243,402	132,648	
有形固定資産合計			434,880		596,234	14.1
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			86,390		78,797	
(2) ソフトウェア仮勘定			-		64,375	
(3) 電話加入権			947		947	
(4) 商標権			-		583	
無形固定資産合計			87,338		144,703	3.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)		当事業年度 (平成18年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		196,733		372,270	
(2) 関係会社株式		77,680		123,180	
(3) 長期貸付金		100,000		90,000	
(4) 差入保証金		69,693		70,723	
(5) 長期前払費用		1,710		3,146	
(6) 保険積立金		18,570		23,562	
投資その他の資産合計		464,387	9.4	682,882	16.1
固定資産合計		986,606	20.0	1,423,820	33.6
資産合計		4,922,587	100.0	4,237,448	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		62,790		77,558	
2. 一年内返済予定長期借入金		20,000		20,000	
3. 未払金		104,328		209,783	
4. 未払費用		5,744		12,734	
5. 未払法人税等		31,800		13,710	
6. 前受金		-		16,740	
7. 預り金		-		12,595	
8. 前受収益		32		352	
9. 賞与引当金		91,799		94,595	
10. その他		5,640		-	
流動負債合計		322,134	6.6	458,070	10.8
固定負債					
1. 長期借入金		35,000		15,000	
2. 繰延税金負債		5,101		-	
固定負債合計		40,101	0.8	15,000	0.4
負債合計		362,236	7.4	473,070	11.2



区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)			当事業年度 (平成18年9月30日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資本の部)							
資本金	1		2,044,250	41.5		-	-
資本剰余金							
1. 資本準備金		3,456,772			-		
資本剰余金合計			3,456,772	70.2		-	-
利益剰余金							
1. 任意積立金							
(1) 固定資産圧縮積立金		27,985			-		
(2) 特別償却準備金		2,147			-		
2. 当期末処理損失		970,804			-		
利益剰余金合計			940,671	19.1		-	-
資本合計			4,560,351	92.6		-	-
負債資本合計			4,922,587	100.0		-	-
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			-	-		2,056,750	48.5
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金			-		3,469,272		
資本剰余金合計			-	-		3,469,272	81.9
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金			-		4,213		
特別償却準備金			-		715		
繰越利益剰余金			-		1,766,612		
利益剰余金合計			-	-		1,761,682	41.6
株主資本合計			-	-		3,764,339	88.8
新株予約権			-	-		37	0.0
純資産合計			-	-		3,764,377	88.8
負債純資産合計			-	-		4,237,448	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)			当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			1,498,840	100.0		1,526,930	100.0
売上原価			692,731	46.2		688,571	45.1
売上総利益			806,109	53.8		838,359	54.9
販売費及び一般管理費	1,2		1,389,544	92.7		1,616,774	105.9
営業損失			583,435	38.9		778,415	51.0
営業外収益							
1. 受取利息		3,036			3,215		
2. 有価証券利息		1,190			2,518		
3. 為替差益		708			7,712		
4. 法人税等還付加算金		1,139			-		
5. その他		330	6,405	0.4	2,122	15,568	1.0
営業外費用							
1. 支払利息		1,576			848		
2. 投資事業組合損失		-			17,300		
3. その他		874	2,450	0.2	1,539	19,688	1.3
経常損失			579,480	38.7		782,535	51.2
特別利益							
1. 国庫補助金収入		23,000	23,000	1.5	-	-	-
特別損失							
1. 固定資産除却損	3	1,092	1,092	0.1	58	58	0.0
税引前当期純損失			557,573	37.2		782,594	51.3
法人税、住民税及び事業税		8,312			8,346		
過年度未払法人税等取崩額		-			11,125		
法人税等調整額		224,656	232,968	15.5	41,196	38,417	2.5
当期純損失			790,541	52.7		821,011	53.8
前期繰越損失			180,262			-	
当期未処理損失			970,804			-	

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		191,694	28.9	219,241	31.8
労務費		189,117	28.5	178,308	25.9
経費		282,997	42.6	291,240	42.3
当期サービス費用		663,809	100.0	688,790	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		2,697	
期末仕掛品たな卸高		2,697		2,981	
合計		661,112		688,506	
期首商品たな卸高		498		379	
商品仕入高		31,500		-	
期末商品たな卸高		379		314	
当期売上原価		692,731		688,571	

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注費(千円)	10,642	43,102
減価償却費(千円)	39,817	31,303
消耗品費(千円)	54,244	60,432
賃借料(千円)	66,213	66,183
地代家賃(千円)	53,984	46,377
賞与引当金繰入額(千円)	27,825	20,454

【損失処理計算書】

		前事業年度 株主総会承認日 (平成17年12月20日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
当期末処理損失			970,804
任意積立金取崩額			
特別償却準備金取崩額		715	
固定資産圧縮積立金取崩額		21,041	21,757
次期繰越損失			949,046

特別償却準備金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他利益剰余金					
			固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成17年9月30日 残高（千円）	2,044,250	3,456,772	27,985	2,147	970,804	940,671	4,560,351	
事業年度中の変動額								
新株の発行	12,500	12,500				-	25,000	
固定資産圧縮積立金の取崩し（当期分）			2,730		2,730	-	-	
固定資産圧縮積立金の取崩し（前期損失処理項目）			21,041		21,041	-	-	
特別償却準備金の取崩し（当期分）				715	715	-	-	
特別償却準備金の取崩し（前期損失処理項目）				715	715	-	-	
当期純損失					821,011	821,011	821,011	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計（千円）	12,500	12,500	23,771	1,431	795,807	821,011	796,011	
平成18年9月30日 残高（千円）	2,056,750	3,469,272	4,213	715	1,766,612	1,761,682	3,764,339	

	新株予約権	純資産合計
平成17年9月30日 残高（千円）	37	4,560,388
事業年度中の変動額		
新株の発行		25,000
固定資産圧縮積立金の取崩し（当期分）		-
固定資産圧縮積立金の取崩し（前期損失処理項目）		-
特別償却準備金の取崩し（当期分）		-
特別償却準備金の取崩し（前期損失処理項目）		-
当期純損失		821,011
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	796,011
平成18年9月30日 残高（千円）	37	3,764,377

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失		557,573	782,594
減価償却費		136,659	142,680
貸倒引当金の減少額		10	70
賞与引当金の増減額(減少)		39,866	2,796
受取利息及び受取配当金		4,226	5,734
投資事業組合損失		-	17,300
為替差益		708	7,712
支払利息		1,576	848
固定資産除却損		1,092	58
売上債権の増減額(増加)		45,462	51,155
たな卸資産の増減額(増加)		4,535	849
仕入債務の増減額(減少)		12,682	14,768
未払金の増減額(減少)		22,014	71,809
未払消費税等の減少額		9,134	-
その他		34,149	34,987
小計		500,110	631,141
利息及び配当金の受取額		3,650	5,805
利息の支払額		1,553	817
法人税等の支払額又は還付額		47,330	15,310
営業活動によるキャッシュ・フロー		450,683	641,463

		前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		41,160	250,599
無形固定資産の取得による支出		14,202	77,212
無形固定資産の売却による収入		72	-
有価証券の取得による支出		-	200,000
有価証券の償還による収入		500,000	-
投資有価証券の取得による支出		188,733	196,350
関係会社株式の取得による支出		49,300	37,500
貸付金の貸付による支出		120,340	-
貸付金の回収による収入		70,000	10,000
差入保証金の差入による支出		545	1,756
差入保証金の返還による収入		400	726
投資活動によるキャッシュ・フロー		156,190	752,692
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		20,000	20,000
株式発行による収入		-	25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		20,000	5,000
現金及び現金同等物の減少額		314,492	1,389,155
現金及び現金同等物の期首残高		4,024,924	3,710,431
現金及び現金同等物の期末残高		3,710,431	2,321,275

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券(時価のないもの) 同左</p>								
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 材料及び資材 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(3) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 材料及び資材 同左</p> <p>(3) 仕掛品 同左</p>								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 1361 798 1500"> <tr> <td>建物</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>4～5年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	5～17年	構築物	20年	機械装置	4～5年	工具器具備品	4～8年	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
建物	5～17年									
構築物	20年									
機械装置	4～5年									
工具器具備品	4～8年									
4. 繰延資産の処理方法		<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>								



項目	前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 その結果、当期末における貸倒引当金の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

#### 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,764,339千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
(貸借対照表) 前期まで区分掲記しておりました「短期貸付金」(当期末残高21,420千円)は、資産の総額の1/100以下となったので、流動資産の「その他」に含めて表示していません。	(貸借対照表) 前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の1/100を超えたため区分掲記しております。 なお、前期末の「未収入金」は6,780千円であります。
	(貸借対照表) 前期まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当期において、区分掲記しております。 なお、前期末の「預り金」は5,603千円であります。

## 追加情報

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
(法人事業税の外形標準課税制度) 当事業年度から外形標準課税制度が導入されたことに伴い、法人事業税のうち付加価値割及び資本割については販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費は12百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ同額増加しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年9月30日)
1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 1,751,200株 発行済株式総数 普通株式 552,200株	
2 資本の欠損の額は940,671千円であります。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ17%であり、一般管理費に属する費用はおよそ83%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 69,383千円 給与手当 287,380 研究開発費 446,162 減価償却費 46,070 賞与引当金繰入額 39,478 広告宣伝費 91,164 支払手数料 122,049	1. 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ24%であり、一般管理費に属する費用はおよそ76%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 93,759千円 給与手当 337,603 研究開発費 467,795 減価償却費 56,253 賞与引当金繰入額 52,355 広告宣伝費 124,470 支払手数料 88,678
2. 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。 また、その総額は、上記 1のとおり、446,162千円であります。	2. 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。 また、その総額は、上記 1のとおり、467,795千円であります。
3. 固定資産除却損は、建物 1,088千円及び工具器具備品 4千円であります。	3. 固定資産除却損は、工具器具備品 58千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	552,200	4,000	-	556,200

(注) 普通株式の株式数の増加4,000株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成13年第4回無担保社債 (新株引受権付)の新株引受権(注)	普通株式	4,000	-	-	4,000	37

(注) 平成13年第4回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権は、権利行使可能なものであります。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,711,050	現金及び預金勘定 1,321,275
有価証券勘定 1,999,381	有価証券勘定 1,200,000
現金及び現金同等物 <u>3,710,431</u>	現金及び現金同等物 <u>2,521,275</u>
	運用が3ヶ月を越える短期投資 200,000
	現金及び現金同等物 <u>2,321,275</u>

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																				
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>53,348</td> <td>31,860</td> <td>21,487</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>286,944</td> <td>126,129</td> <td>160,815</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>652</td> <td>521</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>340,944</td> <td>158,511</td> <td>182,433</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械装置	53,348	31,860	21,487	工具器具備品	286,944	126,129	160,815	ソフトウェア	652	521	130	合計	340,944	158,511	182,433	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>53,348</td> <td>40,752</td> <td>12,596</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>373,729</td> <td>169,242</td> <td>204,486</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>427,077</td> <td>209,994</td> <td>217,082</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械装置	53,348	40,752	12,596	工具器具備品	373,729	169,242	204,486	合計	427,077	209,994	217,082
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																		
機械装置	53,348	31,860	21,487																																		
工具器具備品	286,944	126,129	160,815																																		
ソフトウェア	652	521	130																																		
合計	340,944	158,511	182,433																																		
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																		
機械装置	53,348	40,752	12,596																																		
工具器具備品	373,729	169,242	204,486																																		
合計	427,077	209,994	217,082																																		
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額																																				
1年内 58,662千円	1年内 74,361千円																																				
1年超 131,976千円	1年超 151,062千円																																				
合計 190,639千円	合計 225,423千円																																				
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																				
支払リース料 65,032千円	支払リース料 67,710千円																																				
減価償却費相当額 58,722千円	減価償却費相当額 62,543千円																																				
支払利息相当額 7,210千円	支払利息相当額 5,594千円																																				
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																																				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																				
5. 利息相当額の算定方法	5. 利息相当額の算定方法																																				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																				

(有価証券関係)

前事業年度(平成17年9月30日現在)

時価評価されていない有価証券

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
(1) 非上場株式	8,000	FFF、CP、信託受益権及び外国投資信託
(2) 投資事業組合出資金	188,733	
(3) その他	1,999,381	

当事業年度(平成18年9月30日現在)

時価評価されていない有価証券

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
(1) 投資事業組合出資金	372,270	CP及び信託受益権
(2) その他	1,200,000	

子会社株式及び関連会社株式

内容	貸借対照表計上額(千円)	摘要
関連会社株式	123,180	

当事業年度において、従来その他有価証券で保有していた非上場株式について、同社の株式を追加取得し、持株比率が増加したことに伴い関連会社株式に変更しております。これにより、その他有価証券の非上場株式が8,000千円減少し、関連会社株式が、その他有価証券の非上場株式からの変更分と合わせて35,500千円増加しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成16年10月1日至平成17年9月30日)及び当事業年度(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員22名 外部協力者9名	当社取締役2名 当社監査役3名 当社従業員139名 外部協力者34名	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員138名 外部協力者34名
ストック・オプション数	普通株式 15,520株	普通株式 8,210株	普通株式 9,555株
付与日	平成14年7月26日	平成17年1月28日	平成18年1月27日
権利確定条件	(注)1	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成14年7月26日から平成17年9月30日まで	平成17年1月28日から平成18年12月31日まで	平成18年1月27日から平成19年12月31日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで	平成19年1月1日から平成22年12月31日まで	平成20年1月1日から平成23年12月31日まで

(注)1. 新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の取締役、監査役、従業員または契約社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により若しくは法令変更により退任した場合、または当社の従業員、契約社員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権の発行時において当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社の契約医療機関の医師、看護婦または従業員であることを要する。ただし、当社の契約医療機関の医師、看護婦、従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権の発行時において当社と顧問契約を締結している顧問であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定日において、当社と顧問契約を締結している顧問であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の権利確定日において、当社の顧問でない場合であっても、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

新株予約権の発行時において 以外の当社外部協力者であった新株予約権者は、新株予約権の権利確定に先立ち、当該新株予約権の数及び権利確定の時期につき、当社取締役会の承認を要する。

2. 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。

但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の権利確定日において、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。

但し、当該新株予約権者が新株予約権の権利確定に先立ち、権利確定の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成18年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	7,475	-
付与	-	-	9,555
失効	-	805	745
権利確定	-	-	-
未確定残	-	6,670	8,810
権利確定後 (株)			
前事業年度末	11,680	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	4,000	-	-
失効	80	-	-
未行使残	7,600	-	-

単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,250	62,900	33,890
行使時平均株価 (円)	31,244	-	-
公正な評価単価（付与日）(円)	-	-	-

(退職給付関係)

前事業年度(自平成16年10月1日至平成17年9月30日)及び当事業年度(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年9月30日現在)	当事業年度 (平成18年9月30日現在)																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">36,719</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一括償却資産損金算入超過額</td> <td style="text-align: right;">2,270</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">4,945</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業所得税否認</td> <td style="text-align: right;">812</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">437,695</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2,033</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">484,475</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">437,695</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,780</td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産圧縮積立金認容</td> <td style="text-align: right;">4,629</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特別償却準備金認容</td> <td style="text-align: right;">954</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,583</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">41,196</td> </tr> </table> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	36,719	一括償却資産損金算入超過額	2,270	未払事業税否認	4,945	未払事業所得税否認	812	繰越欠損金	437,695	その他	2,033	繰延税金資産小計	484,475	評価性引当額	437,695	繰延税金資産合計	46,780	固定資産圧縮積立金認容	4,629	特別償却準備金認容	954	繰延税金負債合計	5,583	繰延税金資産(負債)の純額	41,196	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">37,838</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一括償却資産損金算入超過額</td> <td style="text-align: right;">3,175</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">4,618</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業所得税否認</td> <td style="text-align: right;">812</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">742,917</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">900</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">790,261</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">786,975</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,286</td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産圧縮積立金認容</td> <td style="text-align: right;">2,809</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特別償却準備金認容</td> <td style="text-align: right;">477</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,286</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </table> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	37,838	一括償却資産損金算入超過額	3,175	未払事業税否認	4,618	未払事業所得税否認	812	繰越欠損金	742,917	その他	900	繰延税金資産小計	790,261	評価性引当額	786,975	繰延税金資産合計	3,286	固定資産圧縮積立金認容	2,809	特別償却準備金認容	477	繰延税金負債合計	3,286	繰延税金資産(負債)の純額	-
賞与引当金損金算入限度超過額	36,719																																																				
一括償却資産損金算入超過額	2,270																																																				
未払事業税否認	4,945																																																				
未払事業所得税否認	812																																																				
繰越欠損金	437,695																																																				
その他	2,033																																																				
繰延税金資産小計	484,475																																																				
評価性引当額	437,695																																																				
繰延税金資産合計	46,780																																																				
固定資産圧縮積立金認容	4,629																																																				
特別償却準備金認容	954																																																				
繰延税金負債合計	5,583																																																				
繰延税金資産(負債)の純額	41,196																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	37,838																																																				
一括償却資産損金算入超過額	3,175																																																				
未払事業税否認	4,618																																																				
未払事業所得税否認	812																																																				
繰越欠損金	742,917																																																				
その他	900																																																				
繰延税金資産小計	790,261																																																				
評価性引当額	786,975																																																				
繰延税金資産合計	3,286																																																				
固定資産圧縮積立金認容	2,809																																																				
特別償却準備金認容	477																																																				
繰延税金負債合計	3,286																																																				
繰延税金資産(負債)の純額	-																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため注記を省略しております。</p>																																																				

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成16年10月1日至平成17年9月30日)		当事業年度 (自平成17年10月1日至平成18年9月30日)	
関連会社に対する投資の金額(千円)	77,680	関連会社に対する投資の金額(千円)	77,680
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	52,688	持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	32,814
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	29,772	持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	19,874

(注) 利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社については、記載を省略しております。



【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	江川滉二			新横浜メディカルクリニック所長	(被所有) 直接 2.7		当社の免疫細胞療法総合支援サービスを提供	売上	969,315	売掛金	66,978

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

役員個人が開設する診療所に対する免疫細胞療法総合支援サービスの提供については、当該支援業務に係る当社の人件費、物流費、経費等を勘案の上、他の契約医療機関と同様の契約内容に基づき、取引価格及び条件を決定しております。

当事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	江川滉二			新横浜メディカルクリニック所長	(被所有) 直接 2.7		当社の免疫細胞療法総合支援サービスを提供	売上	871,366	売掛金	85,292

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

役員個人が開設する診療所に対する免疫細胞療法総合支援サービスの提供については、当該支援業務に係る当社の人件費、物流費、経費等を勘案の上、他の契約医療機関と同様の契約内容に基づき、取引価格及び条件を決定しております。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1株当たり純資産額 8,258.51円 1株当たり当期純損失 1,431.62円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 6,768.03円 1株当たり当期純損失 1,479.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(千円)	790,541	821,011
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	790,541	821,011
期中平均株式数(株)	552,200	554,922
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株引受権付社債並びに新株予約権2種類(新株予約権の数7,767個、普通株式19,155株)。第4回新株引受権付社債並びに新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第4回新株引受権付社債並びに新株予約権3種類(新株予約権の数15,670個、普通株式23,080株)。第4回新株引受権付社債並びに新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

( 重要な後発事象 )

前事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
平成17年12月20日開催の第10回定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議を行っております。 なお、詳細については、「第4提出会社の状況1株式等の状況(7)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有 価証券	有価証券C P （オリックス証券）	200,000	200,000
		有価証券C P （野村証券）	300,000	300,000
計			500,000	500,000

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有 価証券	信託受益権（三菱信託銀行）	700,000	700,000
		小計	700,000	700,000
投資有価証券	その他有 価証券	投資事業組合出資金 （MASA Life Science Ventures LLP）	-	372,270
		小計	-	372,270
計			700,000	1,072,270

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	525,318	181,518	-	706,836	245,829	46,031	461,006
構築物	497	-	-	497	151	42	345
機械装置	41,904	-	-	41,904	39,671	1,288	2,233
工具器具備品	282,042	94,222	213	376,051	243,402	66,965	132,648
有形固定資産計	849,762	275,740	213	1,125,290	529,055	114,328	596,234
無形固定資産							
電話加入権	947	-	-	947	-	-	947
商標権	-	625	-	625	41	41	583
ソフトウェア	136,920	20,717	-	157,637	78,840	28,310	78,797
ソフトウェア仮勘定	-	64,375	-	64,375	-	-	64,375
無形固定資産計	137,868	85,717	-	223,585	78,882	28,352	144,703
長期前払費用	5,343	2,750	-	8,093	4,947	1,314	3,146

(注) 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加	東大22世紀医療センターCPC	175,000千円
	増加	大阪事業所増設	4,789千円
工具器具備品	増加	自動細胞加工培養システム	59,000千円
	減少	事務機器除却	203千円
ソフトウェア	増加	バーコードによる自動認識システム改修	13,000千円
ソフトウェア仮勘定	増加	オーダーメイド医療管理システム改修	64,375千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	20,000	20,000	1.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	35,000	15,000	1.7	平成19年 ~平成20年
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	55,000	35,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	15,000	-	-	-

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	70	-	-	(注) 70	-
賞与引当金	91,799	94,595	91,799	-	94,595

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによるものであります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	225
預金	
普通預金	1,018,102
定期預金	300,000
郵便振替貯金	2,947
小計	1,321,050
合計	1,321,275

## 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
新横浜メディカルクリニック	85,292
かとう緑地公園クリニック	40,283
福岡メディカルクリニック	12,385
瀬田クリニック	23,039
合計	161,000

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 365$
109,845	1,575,574	1,524,393	161,000	90.4	31.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 商品

品名	金額（千円）
機能性食品	314
合計	314

## 材料及び資材

品名	金額（千円）
C P 材料	7,397
合計	7,397

## 仕掛品

品名	金額(千円)
科学技術振興機構受託研究	2,981
合計	2,981

## 買掛金

相手先	金額(千円)
ニプロ(株)	33,497
日野家田化学(株)	6,655
東洋理工(株)	6,166
(株)池田理化	4,780
正晃(株)	4,102
その他	22,356
合計	77,558

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	9月30日
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
中間配当基準日	3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日）平成17年12月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書（新規発行新株予約権証券募集）

平成18年1月19日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

(2)の有価証券届出書に係わる訂正届出書 平成18年1月20日及び平成18年1月27日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

第11期中（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日） 平成18年6月23日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年12月20日

株式会社メディネット  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 廣 司  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 海野 隆 善  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 雄 一  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年12月20日

株式会社メディネット  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 廣 司  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 海野 隆 善  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 雄 一  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。